

大和市公告第100号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、大和都市計画地区計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和5年11月14日

大和市長 古谷田 力

1 都市計画の種類及び名称

種類 大和都市計画地区計画

名称 中央森林東側地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

大和市深見西三丁目から八丁目までの地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり施設部街づくり計画課

4 縦覧期間

令和5年11月14日(火)から同月28日(火)まで(午前8時30分から午後5時15分まで)。

ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。